路上喫煙禁止地区指定(案) 川口市路上分煙基本計画概要(案)と川口市路上分煙実施計画概要(案)のあらまし



川口市では、平成17年5月に「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を制定しており、川口市内の道路など、公共の空地の場所では、できる限り路上喫煙をしないように努める義務がございます。

また、人通りが多く、路上喫煙を禁止することが特に必要とされている地区を「路上喫煙禁止地区」としており、JR川口駅、西川口駅、東川口駅周辺を指定しています。

近年、市内他駅周辺においても、路上喫煙者やたばこの吸い殻の散乱が見受けられることから、同禁止地区の新規指定のほか、今後様々な見直しなどを順次行うことといたしました。

令和3年3月

1 これまでの路上喫煙防止について

(1) 概説

道路や公園などの公共の場所での喫煙マナーと環境美化意識の向上を図り、たばこの火による火傷、副流煙による第三者への健康被害、及び散乱等を防止し、安全で快適な歩行空間と清潔な地域環境を確保することを目的に、平成17年5月1日から「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を施行しています。

この条例では、市民等に対し、道路、公園その他公共の場所(室内又は室内に準じる場所は除く)における喫煙の防止に努めるよう求めるため、「何人も、路上喫煙をしないように努めなければならない」ことを規定しています。人通りが多く、路上喫煙を禁止することが特に必要と認められる地区は「路上喫煙禁止地区」に指定し、その地区内での路上喫煙を禁止しています。

なお、罰金および過料等の罰則は設けていませんが、条例の効果を担保するため、 路上喫煙禁止地区内において路上喫煙を行う者に対して必要な指導勧告を行うこと ができるよう規定しており、あわせて路上喫煙禁止地区において巡回パトロール及 び吸い殻清掃を実施しています。

(2) 路上喫煙禁止地区

指定日	指定地区	備考
平成 17 年 12 月 1 日	JR川口駅周辺、	
	JR西川口駅周辺	
平成 18 年 11 月 1 日	JR川口駅東口の	川口駅東口再開発事業の完了
	指定地区を拡大	に伴い拡大
平成 19 年 10 月 1 日	川口銀座通り商店街	商店街との協力による取り組
		みとして新たに指定
平成 22 年 7 月 16 日	川口西公園	公園内での副流煙による健康
		被害、たばこの火による火傷・
		火災を防止するため指定
平成24年7月1日	JR・SR東川口駅周辺	

◎路上喫煙禁止地区の範囲







平成17年12月1日に指定した禁止地区
平成18年11月1日に指定した禁止地区
平成19年10月1日に指定した禁止地区
平成22年7月16日に指定した禁止地区

2 路上喫煙を取り巻く社会環境

- (1) 厚生労働省の健康増進法改正により、屋内の受動喫煙に関する規制が強化される一方で、自治体は屋外についても望まない受動喫煙が生じないよう、受動 喫煙の防止に必要な環境の整備などの措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとなっております。
- (2) 総務省の令和2年度の地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意 事項で、望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点 から、地方たばこ税の使途として、駅前等の屋外分煙施設の整備を図るものと されています。
- (3) 厚生労働省の国民健康・栄養調査結果概要において、令和元年の喫煙者の割合が16.7%で未だ約6人に1人が喫煙者であること、あわせて新型コロナウィルス禍において、これらの対策として一定距離を置く等の社会的価値観が生じてます。
- (4) 川口市の市民意識調査で、2年連続して市民が1年間に受動喫煙を受けた場所の1位が路上(69.3%)である一方、上記の厚生労働省調査結果で、1か月に路上で受動喫煙を受けた国民は飲食店に次ぐ2位(27.1%)であり、調査期間を差し置いたとしても、厚生労働省の同調査と比較して高いものと考えられます。
- (5) 市民からの路上喫煙状況に関する意見や苦情について、路上喫煙禁止地区の新規地区指定や既存の指定喫煙所の改修・移設等に関する意見が多数あります。

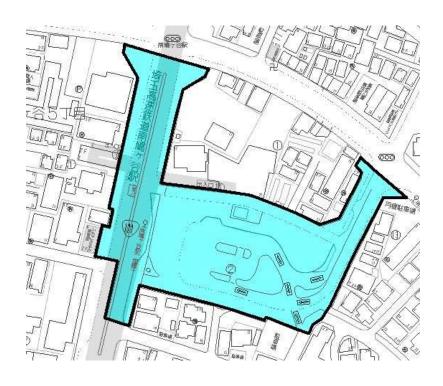
3 川口市路上分煙基本計画の概要 (案)

- ○市内の各駅周辺など、特に人の通行が多い場所は、原則として路上喫煙を禁止する「路上喫煙禁止地区」として推進していきます。
 - (1) 路上喫煙禁止地区の指定等をするための要件
 - ① 市内の各駅周辺など、特に人の通行が多い場所であること
 - ② 市民から意見・苦情が多数あること
 - ③ 調査・聴き取りなどを実施した結果、路上喫煙対策が実施可能であること
 - (2) 路上喫煙禁止地区は、その路上喫煙の状況に応じて次のうち必要な路上喫煙対策を実施します。
 - ① 非喫煙者と喫煙者の相互に配慮できる分煙化のための喫煙所の設置・改良等
 - ② 路上喫煙者に対する巡回パトロール実施
 - ③ 路上喫煙の誘発防止と清潔な環境対策としての路上の吸い殻等の回収
 - (3) 川口市の路上における分煙ルールとマナー啓発の推進
 - (4) 3年を目安とした路上喫煙禁止地区や既存指定喫煙所の改修を含む計画見直し

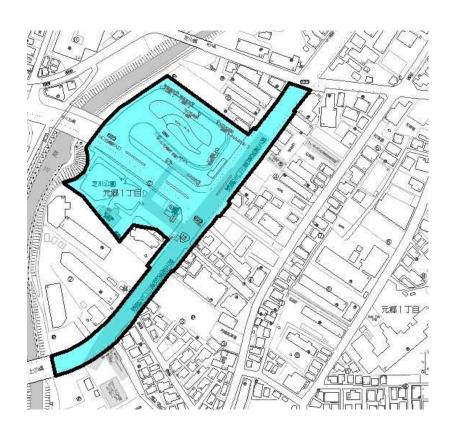
4 川口市路上分煙実施計画の概要(案)

- ○今後3年間を目途に路上分煙対策の実施を具体的に検討していきます。
 - (1) 令和3年度における路上分煙対策等
 - ○路上喫煙禁止地区の新規指定(SR川口元郷駅周辺、南鳩ヶ谷駅周辺)
 - ① 現在、市民等の通行の多い J R 川口駅、西川口駅、東川口駅周辺の 3 地区を 路上喫煙禁止地区に指定し、路上喫煙防止対策を行っています。
 - 一方、令和元年度の川口元郷駅の1日当りの利用者数は、10,672人、南 鳩ヶ谷駅は8,333人であり、市民の通行の多い場所となっています。
 - ② 市民の方から川口市長に意見をいただいている「市長への手紙」、市の担当部門に意見をいただいている「市ホームページへの意見」、川口市議会における市議会議員からの一般質問のうち、川口元郷駅周辺、南鳩ヶ谷駅周辺、市内各駅周辺の禁煙など、新たに路上喫煙禁止地区を求める意見をいただいています。
 - ③ 川口元郷駅周辺と南鳩ケ谷駅周辺で、路上喫煙者やたばこの吸い殻の散乱状況について調査したところ、別紙の地図の範囲で路上喫煙者や一定数のたばこの吸い殻の散乱がありました。また両駅周辺について、駅までの歩道や道路側溝などのたばこの吸い殻清掃を実施している町会・自治会が見受けられました。
 - → こうしたことから、両地区の路上喫煙禁止地区の指定を検討するにあたり、 川口市路上喫煙の防止等に関する条例では、学識者、公募市民、議員、市内活動 団体などで構成されている川口市廃棄物対策審議会での意見をいただき指定す ることとなっていますが、今回はこの審議会での意見のほかに、主に両駅を利用 する市民等からの意見を聴くためにあわせてパブリック・コメントを実施いた します。
 - (2) 令和4年度・令和5年度における路上分煙対策等
 - ○SR他駅周辺の路上喫煙禁止地区の指定検討、既存指定喫煙所の改修・啓発等

○ 路上喫煙禁止地区指定(案)南鳩ヶ谷駅



〇 路上喫煙禁止地区指定(案)川口元郷駅



5 川口市路上分煙計画と各関係法令や計画等との位置づけについて

外部環境の変化

- (1) 健康増進法改正による分煙対策への自治体の配慮(望まない受動喫煙対策)
- (2) 地方税制におけるたばこ税の分煙施策への有効活用
- (3) 生活様式の変化(喫煙率の低下、新型コロナウィルス流行等に伴う一定距離の確保等)
- (4) 川口市市民意識調査で市民が受動喫煙をうけた場所1位が路上(69.3%))
- (5) **市民からの**路上喫煙防止対策への**意見苦情等**(市長への手紙、市HP、市議会一般質問)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ・道路等公共の場所を汚すことの禁止
- ・廃棄物のみだりな投棄禁止

川口市飲料容器等の散乱の防止に関する 条例

・吸い殻等の散乱への施策の総合的実施

健康増進法

・地方公共団体の受動喫煙の防止 に必要な環境の整備等への配慮

川口市路上喫煙の防止等に関する条例

・路上喫煙の防止に関する施策の総合的実施

川口市路上分煙基本計画(案)

・各駅周辺など**人通りが多い場所、意見等がある場所**、禁止地区を指定する**相当の理由がある場合**は、**総合的に勘案して路上喫煙禁止地区の指定を行うなど、分煙化を促進**する。

川口市路上分煙実施計画(案)

路上喫煙禁止地区 の見直し

- ・禁止地区の指定(案)等(SR川口元郷駅、南嶋ヶ谷駅等)
- ・地区内分煙対策見直し

路上喫煙禁止地区内の 対策の見直し

- ・禁止地区内の喫煙所の 分煙化への改修等

路上喫煙防止に関する 啓発の促進

- ・川口市の路上分煙の考 え方の普及啓発
- 禁止地区、路上喫煙自 粛地区の喫煙方法啓発



SDGS目標11

「住み続けられるまちづくりを」に寄与

-W**^**

SDGS目標3

「すべての人に健康と福祉を」に寄与

川口市総合計画、川口市環境基本計画、川口市一般廃棄物処理基本計画との整合